

平成24年の請求書等の受付日について

請求書及び明細書は、診療（調剤）月の翌月1日から10日までに提出して下さい。
受付時間は、午前9時から午後5時までです。

また、10日が土曜日・日曜日でも受付事務を行います。

請求書等を持参する場合、受理を確認するため、受領書を発行しておりますのでお持ち下さい。
宅配便等で送付される場合は、10日必着で下記までお願い致します。
早めの提出に御協力下さい。

※各月の○が付いている日が、受付締切日です。

塗り潰している日は、国保会館が閉館しております。

ただし、3月10日（土）、6月10日（日）、11月10日（土）については、受付事務のみ行っております。

平成24年

1月	日	月	火	水	木	金	土	2月	日	月	火	水	木	金	土	3月	日	月	火	水	木	金	土	4月	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7	2			1	2	3	4	3				1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	7			
8	9	○					5	6	7	8	9	○		4	5	6	7	8	9	○	8	9	○								
5月	日	月	火	水	木	金	土	6月	日	月	火	水	木	金	土	7月	日	月	火	水	木	金	土	8月	日	月	火	水	木	金	土
5			1	2	3	4	5	6					1	2	7	1	2	3	4	5	6	7	8				1	2	3	4	
6	7	8	9	○				3	4	5	6	7	8	9	8	9	○					5	6	7	8	9	○				
								○																							
9月	日	月	火	水	木	金	土	10月	日	月	火	水	木	金	土	11月	日	月	火	水	木	金	土	12月	日	月	火	水	木	金	土
							1		1	2	3	4	5	6					1	2	3								1		
2	3	4	5	6	7	8	7	8	9	○				4	5	6	7	8	9	○	2	3	4	5	6	7	8				
9	○																				9	○									

オンライン請求システムについては、下記のとおりとなります。

- 診療報酬等の請求及び受付・事務点検ASP
 - ・5日～7日 8：00～21：00 休日（土曜、日曜及び祝日）含む
 - ・8日～10日 8：00～24：00 休日（土曜、日曜及び祝日）含む
- 受付・事務点検ASP結果の訂正可能期間
 - ・5日～12日 8：00～21：00 休日（土曜、日曜及び祝日）含む
 - ただし、8日～10日は24：00まで

※審査・支払の処理上、できるだけ毎月10日までに請求確定をお願い致します。

平成24年1月の受付締切日は10日（火）ですのでよろしくお願い致します。

（オンライン請求については上記のとおりです。）

磁気レセプトにおける返戻(照会)付せん用紙 サイズ変更について(お知らせ)

平成 23 年 11 月 審査より、「返戻(照会)付せん」の用紙サイズが A4縦から A5縦に変更となります。(用紙の色は現行どおりピンク色)

返戻される診療報酬等明細書1枚毎に貼付し、送付いたします。

なお、当該診療報酬等明細書は原本扱いとなりますので、返戻(照会)事項を再調のうえ、確認及び訂正等いただき、翌月以降の請求と一緒にご提出ください。

また、再提出する際には「返戻(照会)付せん」を貼付したままで、ご提出いただきますようお願いいたします。

検査料の点数の取扱いについて

厚生労働省保険局医療課より発令されました通知(平成 23 年 7 月 29 日保医発 0729 第 2 号)及び、平成 23 年 8 月 31 日保医発 0831 第 7 号)を掲載いたします。

各通知につきましては、下記のとおりですのでご注意ください。

【平成 23 年 7 月 29 日保医発 0729 第 2 号】

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)の一部改正について

(平成 23 年 8 月 1 日より適用)

1. 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D001 中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。
(5) ヒト尿中 L 型脂肪酸結合蛋白(L FABP)
ア ヒト尿中 L 型脂肪酸結合蛋白は、「14」の尿中□型コラーゲンに準じて算定する。
イ 原則として 3 月に 1 回に限り算定する。ただし、医学的な必要からそれ以上算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
2. 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D006
3. 7 の(1)中「急性骨髄性白血病」を「急性骨髄性白血病又は骨髄異形成症候群」に改める。
4. 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D007 中(46)を(47)とし、(12)から(45)までを(13)から(46)とし、(11)の次に次のように加える。
(12) 「15」のアルカリフォスファターゼ・アインザイムは、アガロース電気泳動法によって、一連の検査によって同時に、骨型アルカリフォスファターゼ(BAP)を測定した場合には、「15」のアミラーゼ・アインザイムをさらに加算する。ただし、区分番号「D008」内分泌学的検査の「14」の骨型アルカリフォスファターゼ(BAP)と併せて実施した場合には、当該加算は算定できない。

□「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(平成 22 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号)

(参考:新旧対照表)

改正後	現行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 2 章 特掲診療料 第 3 部 検査 D001 尿中特殊物質定性定量検査 (1)~(4) (略)	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 2 章 特掲診療料 第 3 部 検査 D001 尿中特殊物質定性定量検査 (1)~(4) (略)

改正後	現行
<p>(5) ヒト尿中L型脂肪酸結合蛋白「L FABP」 ア ヒト尿中L型脂肪酸結合蛋白は、「14」の尿中□型コラーゲンに準じて算定する。 イ 原則として3月に1回に限り算定する。ただし医学的な必要からそれ以上算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>D006 7 WT1mRNA 核酸増幅検査、サイトケラチン (CK)19mRNA、UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型</p> <p>(1) WT1mRNA 核酸増幅検査 WT1mRNA核酸増幅検査は、リアルタイムRT-PCR法により、急性骨髄性白血病又は骨髄異形成症候群の診断の補助又は経過観察時に行った場合に1月に1回を限度として算定できる。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>D007 血液化学検査 (1)～(11) (略)</p> <p>(12) 「15」のアルカリフォスファターゼ・アインザイムはアガロース電気泳動法によって、一連の検査によって同時に、骨型アルカリフォスファターゼ(BAP)を測定した場合には、「15」のアミラーゼ・アインザイムをさらに加算する。ただし、区分番号「D008」内分泌学的検査の「14」の骨型アルカリフォスファターゼ(BAP)と併せて実施した場合には、当該加算は算定できない。</p> <p>(13)～(47) (略)</p>	<p>(5)～(6) (略)</p> <p>D006 7 WT1mRNA 核酸増幅検査、サイトケラチン (CK)19mRNA、UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型</p> <p>(1) WT1mRNA 核酸増幅検査 WT1mRNA核酸増幅検査は、リアルタイムRT-PCR法により、急性骨髄性白血病の診断の補助又は経過観察時に行った場合に1月に1回を限度として算定できる。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>D007 血液化学検査 (1)～(11) (略)</p> <p>(12)～(46) (略)</p>

【平成23年8月31日保医発0831第7号】

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について

(平成23年9月1日より適用)

別添1第2章第3部第1節第1款D014中(20)を(21)とし、(17)から(19)までを(18)から(20)までとし、(16)の次に次のように加える。

- (17) 免疫グロブリン遊離L鎖κ/λ比
免疫グロブリン遊離L鎖κ/λ比は、「21」のIgG4に準じて算定する。

□「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)
(参考:新旧対照表)

改正後	現行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査</p> <p>D014 自己抗体検査 (1)～(16) (略)</p> <p>(17) 免疫グロブリン遊離L鎖κ/λ比 免疫グロブリン遊離L鎖κ/λ比は、「21」のIgG4に準じて算定する。</p> <p>(18)～(21) (略)</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査</p> <p>D014 自己抗体検査 (1)～(16) (略)</p> <p>(17)～(20) (略)</p>

(1) 国民健康保険

(2) 退職者医療

区 分		国 民 健 康 保 険				退 職 者 医 療			
		決定件数	日 数	決定点数	平均点数	決定件数	日 数	決定点数	平均点数
		(処方箋枚数)	(日数)	(点数)	(1件当たり)	(処方箋枚数)	(日数)	(点数)	(1件当たり)
医 科	入 院	27,774	438,662	1,387,032,030	49,939.94	1,385	20,148	76,994,559	55,591.74
	入院外	1,095,093	1,817,544	1,458,491,055	1,331.84	62,224	102,300	94,624,640	1,520.71
歯 科	入 院	167	1,352	5,225,853	31,292.53	9	75	253,772	28,196.89
	入院外	261,989	553,175	342,373,849	1,306.83	15,626	33,116	19,927,815	1,275.30
調 剤		671,469	839,673	732,413,539	1,090.76	37,982	46,187	44,671,013	1,176.11
訪 問 看 護		1,109	6,460	67,633,800	60,986.29	75	541	5,772,850	76,971.33
支 払 総 額		2,057,601		29,001,541,274			117,301	1,663,155,588	

(2) 退職者医療

区 分		退 職 者 医 療			
		決定件数	日 数	平均点数	
		(処方箋枚数)	(日数)	(1件当たり)	
医 科	入 院	33,302	595,991	1,664,792,283	49,990.76
	入院外	706,721	1,362,573	1,129,403,197	1,598.09
歯 科	入 院	93	679	2,379,260	25,583.44
	入院外	94,640	206,470	136,442,291	1,441.70
調 剤		463,525	630,262	680,380,201	1,467.84
訪 問 看 護		1,163	8,351	86,089,660	74,023.78
支 払 総 額		1,299,444		32,563,825,354	

(1) 国民健康保険

(2) 退職者医療

区 分		国 民 健 康 保 険				退 職 者 医 療			
		決定件数	日 数	決定点数	平均点数	決定件数	日 数	決定点数	平均点数
		(処方箋枚数)	(日数)	(点数)	(1件当たり)	(処方箋枚数)	(日数)	(点数)	(1件当たり)
医 科	入 院	28,118	436,487	1,397,024,689	49,684.35	1,417	20,031	75,492,284	53,276.14
	入院外	1,068,377	1,773,446	1,458,339,892	1,365.00	62,539	103,038	95,580,735	1,528.34
歯 科	入 院	181	1,280	5,121,270	28,294.31	6	83	317,291	52,881.83
	入院外	254,098	523,255	321,986,006	1,267.17	15,347	31,898	19,037,960	1,240.50
調 剤		654,579	821,927	737,896,658	1,127.28	38,172	47,087	46,322,485	1,213.52
訪 問 看 護		1,084	6,938	70,749,950	65,267.48	81	582	6,068,100	74,914.81
支 払 総 額		2,006,437		28,958,663,843			117,562	1,672,754,266	

(3) 後期高齢者医療

区 分		後 期 高 齢 者 医 療			
		決定件数	日 数	平均点数	
		(処方箋枚数)	(日数)	(1件当たり)	
医 科	入 院	33,459	599,386	1,683,841,346	50,325.51
	入院外	704,192	1,363,617	1,139,318,300	1,617.91
歯 科	入 院	80	725	2,841,473	35,518.41
	入院外	91,952	197,231	129,359,476	1,406.82
調 剤		464,289	640,402	703,836,628	1,515.95
訪 問 看 護		1,204	8,845	90,219,550	74,933.18
支 払 総 額		1,295,176		33,007,264,584	

◎お知らせ◎

レセプトを作成したら必ず見直しを
 保険医療機関において、レセプトを作成し、提出する
 際には、コンピューターの入力誤りがないかどうか、
 又、症状詳記の記載内容が、傷病名あるいは治療内容
 と不一致の事項がないか、十分確認をお願い致します。

編集・発行人

発 行 平成23年11月15日
 発 行 所 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号
 千葉県国民健康保険団体連合会
 電話 (043)254-7174
 発行責任者 橋本 秀夫
 編集責任者 杉田 さと子
 印 刷 所 (株) さくら印刷